

消費税の導入に伴う建設工事等の契約の事務手順について

(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

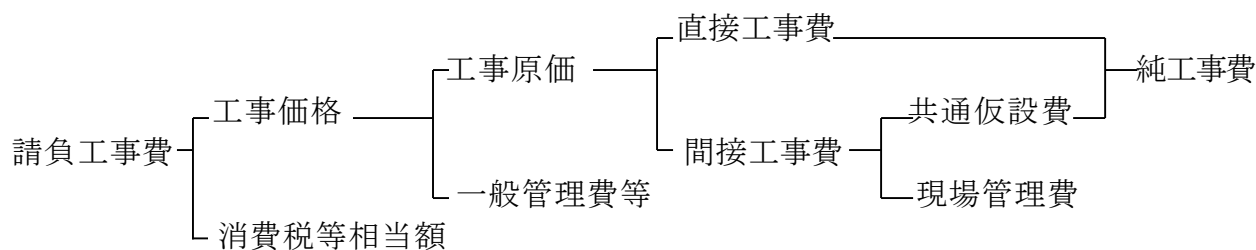
I 法適用日以後に契約を締結する工事等について

法適用日以後に契約を締結する工事等（建設工事に付帯する測量その他の業務の契約を含む。以下同じ。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 予定価格の決定方法

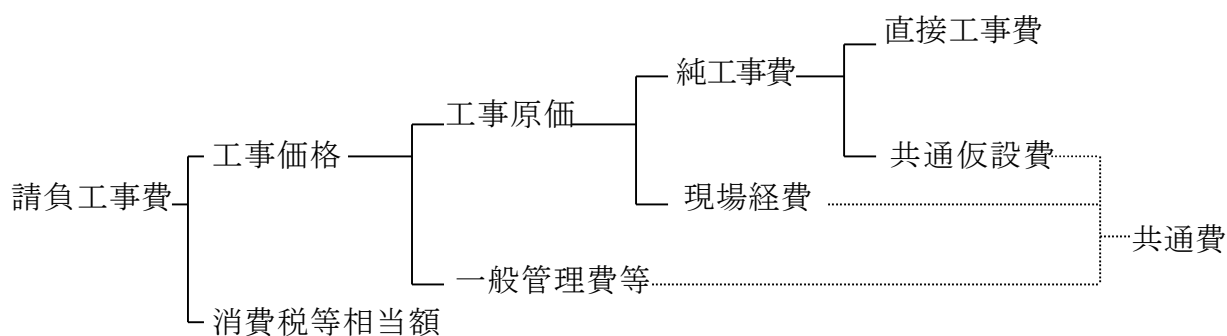
- (1) 消費税及び地方消費税は、税の転嫁を通じて最終的には発注者等の消費者が負担すべきものであるので、予定価格は消費税及び地方消費税を考慮して適正に定める。
- (2) 予定価格の積算は、消費税及び地方消費税抜きの工事価格を求め、これに 10% の消費税及び地方消費税相当額を加算する方法とする。

土木工事



土木請負工事工事費積算要領(S. 42. 7. 20 建設省官技第 34 号)

建築工事



建設省建築工事積算基準 (S. 60. 4. 12 建設省営計発第 29 号)

2 設計金額の決定方法

- (1) 積算に使用する材料の設計単価は、消費税及び地方消費税抜きの単価とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価表しかない場合は次の算式による。

$$\text{設計税抜単価} = \text{税込単価} \times 100 / 110$$

(2) 設計金額調書の様式（別紙 1）及び記入方法

- ア 「請負工事費」は、上図の「請負工事費」と同一であり、消費税及び地方消費税相当額を含む金額である。
- イ 「請負工事費（消費税及び地方消費税相当分を除く）」は、上図の「工事価格」と同一である。
- ウ 「支給品費」は、現物支給の市費購入価格である。
- エ 「設計金額」は、ア＋ウである。

3 入札、落札者の決定等の方法

消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、入札、落札者の決定等に当たっては、次の方法によるものとする。

現場説明

「落札決定に当たっては、入札書（別紙 2）に記載された金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること」等入札、落札の方法について説明する。（「入札・現説等に係る事務処理要領」による。）

また、「入札（見積）執行について（通知）」（別紙 3）については、上記文言を明記したものを渡す。

落札者は、次の事項について直ちに届出ってもらうよう周知する。

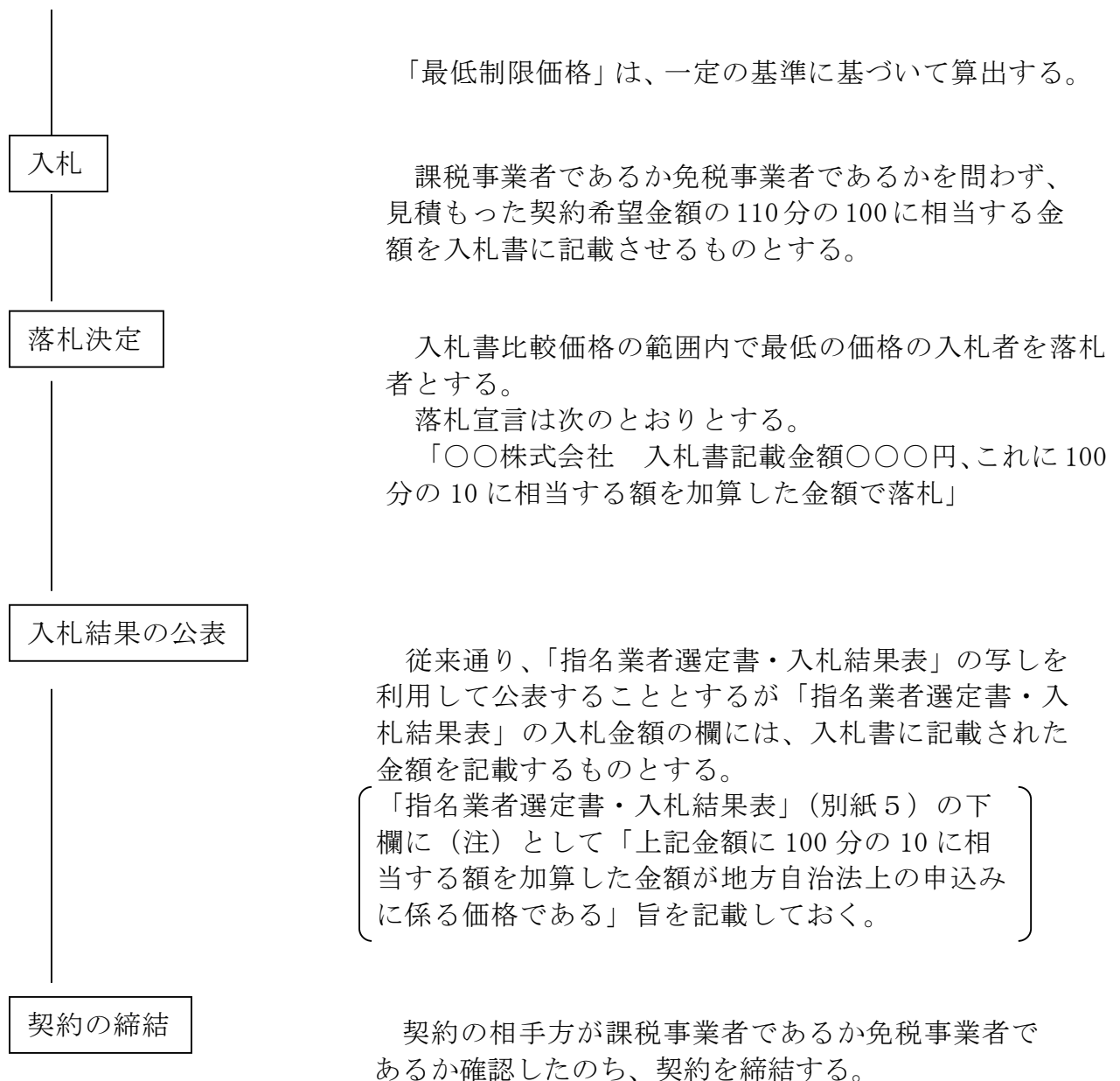
- (1) 単体の場合 免税事業者である旨
- (2) 共同企業体の場合 各構成員について免税事業者である旨

予定価格調書

(別紙 4)

「予定価格」は、消費税及び地方消費税抜きの価格で積算した工事価格に 10%の消費税及び地方消費税相当額を加算した額であり、「設計金額調書」の請負工事費を記載する。

「入札書比較価格」は、入札方式の変更により、入札書には見積もった契約希望金額の 110 分の 100 を乗じて得た金額を記載することとされたことに伴い、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあるか否かを判断するために設けたものであり、「設計金額調書」の請負工事費（消費税及び地方消費税相当分を除く）を記載する。



4 工事請負契約書等(別紙6-1、6-2)の請負代金等の記載方法

工事請負契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記載し、又は記録する請負代金は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

(契約の相手方が課税事業者の場合)

消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を表示する。なお、消費税及び地方消費税の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 前金払・部分払の取扱い

前金払・部分払には、消費税及び地方消費税分を含むものとする。

6 課税事業者・免税事業者の確認方法

消費税及び地方消費税が確実に転嫁されるために、課税事業者か免税事業者かを確認

する必要がある。

確認の方法（当面の間）は、免税事業者である旨（予定を含む。）の届出書（別紙7）によるものとする。

7 支出命令書及び隔地払・口座振替依頼書等の記載について（記載例 別紙）

(1) 窓口払いの場合

支出命令書の支払内訳書（窓口用）の「支払金の内訳」の欄及び裏面の欄外下部に「契約金額＝入札金額×110／100」又は「契約金額＝見積金額×110／100」（ゴム印可）を記入する。

(2) 隔地払い等の場合

隔地払・口座振替依頼書、隔地払・口座振替受託書、振込票、隔地払・口座振替通知書の請求金内容、振替金の内容、振込金の内容、振替金の内訳欄及び支出命令書の裏面の欄外下部に「契約金額＝入札金額×110／100」又は「契約金額＝見積金額×110／100」（ゴム印可）を記入する。

※注：別紙省略